

四国中央市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 景観計画の策定等（第5条）
- 第3章 行為の規制等（第6条―第10条）
- 第4章 景観重要建造物等の指定等（第11条―第13条）
- 第5章 景観審議会（第14条―第17条）
- 第6章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な景観の形成を促進するため、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、協働による活力ある地域社会の実現を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 市民 四国中央市自治基本条例（平成19年四国中央市条例第32号）第2条第1号に規定する市民（市内で事業を営み、又は活動するものを除く。）をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 協働 四国中央市自治基本条例第2条第4号に規定する協働をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 3 市は、公共施設の整備を行う場合は、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動の実施に当たっては、専門的な知識、経験等を活用し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観計画の策定等

第5条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定

する四国中央市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

第3章 行為の規制等

（景観重要公共施設の占用等）

第6条 法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の占用等の許可に係る申請をしようとする者は、あらかじめ、市長に対し、当該占用等に関する事前協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の事前協議をする場合において、当該占用等が景観計画に適合しないと認めるときは、当該申請をしようとする者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

（行為の届出等）

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

（行為の完了等の届出）

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（勧告の手続）

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその理由を通知し、口頭又は書面で意見を述べる機会を与えるものとする。

（届出、勧告等の適用除外）

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）のうち、規則で定める規模以下のものとする。

第4章 景観重要建造物等の指定等

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続）

第11条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第2項の規定による景観重要建造物又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第12条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 修繕する場合にあつては、当該修繕前の外観を変更しないように行うこと。

- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置を講じること。
- (景観重要樹木の管理の方法の基準)

第13条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の枯死、滅失等の防止に係る措置を講じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置を講じること。

第5章 景観審議会

(設置)

第14条 良好な景観の形成を促進するため、審議会を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、良好な景観の形成に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第16条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、同年1月1日から施行する。